

小牧市議会議案第44号

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月24日提出

小牧市長 山下史守朗

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例

小牧市介護保険条例（平成12年小牧市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同項第9号ア中「300万円」を「320万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後的小牧市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提出理由

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の改正に伴い、保険料率の基準となる第1号被保険者の市民税の課税状況等の区分を見直すため必要があるからである。

参考資料

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 第1号被保険者で市民税課税のもののうち、本人の合計所得金額から一定の額を控除した後の額（以下「控除後の合計所得金額」という。）が120万円以上500万円未満のものの市民税の課税状況等の区分は、次のとおりとする。（第3条関係）
 - (1) 控除後の合計所得金額が120万円以上210万円未満（現行120万円以上200万円未満）のもの
 - (2) 控除後の合計所得金額が210万円以上320万円未満（現行200万円以上300万円未満）のもの
 - (3) 控除後の合計所得金額が320万円以上500万円未満（現行300万円以上500万円未満）のもの
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行する。